# ドイツ及びフィンランドの BSE対策の経緯等について



# ■ドイツ及びフィンランドのBSE対策の経緯

1996年	・英国からの生体牛、牛肉及び牛肉由来製品の輸入禁止(EU <sup>注</sup> )
1998年	・ポルトガルからの生体牛、牛肉製品等の輸入禁止(EU)
2000年	・12ヶ月齢超の牛、めん羊及び山羊のSRM除去を義務化(EU)
2001年	・全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止(EU)
	・TSE規則(生体牛、肉骨粉、飼料規制等の規制、サーベイランスの規定)(EU)
2004年	・ポルトガルからの生体牛、牛肉製品等の輸入禁止停止措置を解除(EU)
2006年	・英国からの輸入禁止停止措置を解除(EU)
2008年	・OIE総会(フィンランドのBSEステータスが「無視できるBSEリスク」の国と認定)
2009年	・BSEサーベイランスの基準変更(緊急と畜牛(48か月齢超)・臨床症状牛(48か月齢超)、死亡牛(48か月
	齢超)、健康と畜牛(48か月齢超))(EU) <sup>`</sup>
2011年	・BSEサーベイランスの基準変更(健康と畜牛(72か月齢超))(EU)
2013年	・BSEサーベイランスの基準変更(健康と畜牛(2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性郡由来の牛は
	検査実施))(フィンランド)
2014年	・BSEサーベイランスの基準変更(健康と畜牛(2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性郡由来の牛は
	検査実施))(ドイツ)
2015年	・牛のSRMの範囲変更(EU)
2016年	・OIE総会(ドイツのBSEステータスが「無視できるBSEリスク」の国と認定)
2018年	・めん羊及び山羊のSRMの範囲変更(EU)
	(注)欧州連合(EU)によるBSE対策

資料作成協力:農林水産省



# ■ 牛における感染状況のまとめ

	国名	ドイツ						
	飼料給与	2001年1月:全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止						
国内	SRMの利用実態	12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)及び脊髄 除去されたSRMは、焼却又は埋却される。						
国内安定性	レンダリングの条件	EU規則に基づき、畜産副産物をリスクに応じて3つのカテゴリーに分類し、それぞれに対し処理条件 (粒径、温度、処理時間、気圧)を設定						
	・ <b>交差汚染防止対策</b> 2001年1月:全ての家畜への動物由来たんぱく質の給与を禁止							
	サーベイランス	EU規則に基づいたサーベイランスを実施 OIE基準の定める5万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施 【健康と畜牛】 2001年1月から、24か月齢超 2006年6月から、30か月齢超 2009年1月から、72か月齢超 2011年7月から、72か月齢超 2013年7月から、96か月齢超 2015年4月から、2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性群由来の牛のみ対象  【死亡牛】 2001年1月から、24か月齢超 2009年1月から、48か月齢超 【緊急と畜牛】 2001年1月から、24か月齢超 2009年1月から、24か月齢超						

資料作成協力:農林水産省



# ■ 牛における感染状況のまとめ

	国名	フィンランド
	飼料給与	2001年1月:全ての動物由来たん白質の家畜飼料への使用禁止
国内	SRMの利用実態	12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)及び脊髄 除去されたSRMは、焼却又は埋却される。
国内安定性	レンダリングの条件	EU規則に基づき、畜産副産物をリスクに応じて3つのカテゴリーに分類し、それぞれに対し処理条件 (粒径、温度、処理時間、気圧)を設定
	   交差汚染防止対策 	2001年1月:全ての家畜への動物由来たんぱく質の給与を禁止
	サーベイランス	EU規則に基づいたサーベイランスを実施 OIE基準の定める5万頭に1頭のBSE感染牛が検出可能なサーベイランスを実施 【健康と畜牛】 2001年1月から、30か月齢超 2009年1月から、48か月齢超 2011年7月から、72か月齢超 2014年3月から、2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性群由来の牛のみ対象 【死亡牛】 2001年1月から、24か月齢超 2009年1月から、48か月齢超 【緊急と畜牛】 2001年1月から、24か月齢超 2009年1月から、24か月齢超 2009年1月から、24か月齢超

資料作成協力:農林水産省



# ■ 牛におけるSRM及び食肉処理のまとめ

	国名	ドイツ、フィンランド
ピッシングと畜場での検査	と畜場での検査	・と畜場に搬入される全ての牛について、獣医官が目視でと畜前検査を実施 ・と畜前検査において、神経症状や行動異常を示した牛の部位は、処分または検査陰性の診断がなされる まで保管される ・なお、と畜前検査においてBSE症状を疑う48か月齢超の牛、2001年1月1日以前に生まれた牛及びBSE陽性 群由来の牛はBSE検査の対象
シググを査	圧縮した空気又はガス を頭蓋内に注入する方 法によるスタンニング	禁止
	ピッシング	禁止
	SRMの定義	12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む。)及び脊髄 なお、月齢の確認はトレーサビリティーのデータベースによって行う
実 S 実 R	SRMの除去	・SRM除去は、獣医官又は訓練を受けた食肉検査官により確認 ・除去されたSRMは、専用の容器に入れられ廃棄される
他 M 状除		背割り鋸は、一頭ごとに洗浄
実施状況等の		背割りを実施後、吸引装置により枝肉から脊髄を除去
	実施方法等	脊髄の除去は、獣医官又は訓練を受けた食肉検査官により確認
		全てのと畜場及び食肉処理施設において衛生標準作業手順(SSOP)及び 危害分析重要管理点(HACCP)を導入
	MRM	製造禁止



# ■ 世界のBSE発生件数の推移



		1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	累計
	全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	5	7	2	5	190,686
	次州全体 英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	5	6	0	3	5,991
(:	フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(4)	(2)	(0)	(0)	(1,024)
()	オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(88)
(ア-	イルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1,657)
(카	(ーランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(75)
(ス!	フェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
()	ルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(デ	ンマーク)	(1) <sup>注3</sup>	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(-	イタリア)	(0)	(48)	(38) <sup>注4</sup>	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(144)
(オ-	-ストリア)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(9)
()	スペイン)	(0)	(82)	(127)	(167)	(137)	(98)	(68)	(36)	(25)	(18)	(13)	(6)	(6)	(0)	(2)	(1)	(1)	(3)	(0)	(2)	(794)
(	(ドイツ)	(1) <sup>注3</sup>	(125)	(106)	(54)	(65)	(32)	(16)	(4)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(421) <sup>注5</sup>
(フ-	ィンランド)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
	英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	1	0	184,628
7	アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	5
	カナダ	0	0	0	2 <sup>注1</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	21 <sup>注2</sup>
	日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
	ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。(注2)カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

(注3) 輸入牛において確認されたもの。 (注4) うち2頭は輸入牛による発生 (注5) うち6頭は輸入牛による発生



### ■(参考) 各国のBSE検査体制

	日本	米 国	カナダ	EU	OIE基準
			*		<u>Oie</u>
食肉検査	<b>_</b> (注3)	_	_	72か月齢超(注4)	<b>—</b> (注5)
発生状況 調査 <sup>(注1)</sup> (高リスク牛 <sup>(注2)</sup> )	96か月齢以上の 死亡牛等	30か月齢以上の 高リスク牛の一部	30 <sub>か月齢超の</sub> 高リスク牛 <sub>の一部</sub>	48 <sub>か月齢超の</sub> 高リスク牛	30か月齢以上の 高リスク牛の一部

- (注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること
- (注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと
- (注3)生後24か月齢以上の牛のうち、生体検査において何らかの神経症状又は全身症状を示す牛について、と畜検査 員が疾病鑑別の観点から検査が必要であると判断する場合は検査を実施。
- (注4) 欧州委員会は、2013年2月下旬~3月上旬以降、加盟国(ブルガリア、ルーマニア及びクロアチアを除く) の判断により健康と畜牛のBSE検査を廃止することが可能としている。
- (注5) O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めていない。
- (注6) EUにおけるめん羊及び山羊のBSE検査については、18か月齢超の一部のうちTSE陽性検体を対象に実施



# ■(参考) 各国の特定危険部位(SRM)

### 日本

### 牛

- ・全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄
- (と畜場法施行規則、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則)
- ・30か月齢超の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、 仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)

(食品衛生法に基づく食品、添加物の規格基準)

#### めん羊及び山羊

- ・全月齢の脾臓、回腸
- ・12か月齢以上の頭部(扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄。

### EU

### (ドイツ及びフィンラン ド:無視できるBSEリス クの国)

### 牛

#### (無視できるBSEリスクの国、管理されたリスクの国、不明の国)

- ・12か月齢超の頭蓋(下顎を除き脳、眼を含む)及び脊髄
- (管理されたBSEリスクの国、不明の国)
- ・30か月齢超の脊柱(尾椎、頸椎・胸椎・腰椎の棘突起及び横突起並びに正中仙骨稜・仙骨翼を除き、背根神経節を含む)
- ・全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸及び腸間膜

#### めん羊及び山羊

・12か月齢超の頭蓋(脳、眼を含む)、扁桃及び脊髄 (REGULATION(EC)No.999/2001, ANNEX V)

#### 米国※

- ・30か月齢以上の脳、頭蓋、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱(尾椎、胸椎及び腰椎の横突起並びに仙骨翼を除く)及び背根神経節
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 (9 CFR Part 310)

### カナダ※

- ・30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、眼、扁桃、脊髄及び背根神経節
- ・全月齢の回腸遠位部 (Health of Animals Regulations C.R.C., c. 296)

### OIE(管理されたリスクの 国)※

- ・30か月齢超の脳、眼、脊髄、頭蓋骨及び脊柱
- ・全月齢の扁桃及び回腸遠位部 (OIE Terrestrial Animal Health Code 2014 CHAPTER11.4.14)

※米国、カナダ及びOIEは牛についての記載



# ■(参考) 飼料規制

				給与	飼料				
		B	本	米国	・カナダ <b>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	<b>EU</b> (ドイツ・フィンランド)			
		反すう動物	豚・鶏	反すう動物	豚・鶏	反すう動物 豚・鶏			
	反すう動物	×	×	×	0	×	×		
肉骨	<b>SRM</b> (注1)	×	×	×	<b>○→X</b> (注2)	×	×		
粉	豚		0	0	0	×	×		
	鶏		0	0	0	×	×		

○:使用可、×:使用不可

(注1)米国では、30か月齢以上の牛の脳及び脊髄

(注2)米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

